

瀬戸市告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、  
愛日地方教育事務協議会規約（昭和33年瀬戸市告示第30号）の一部を  
次のように変更する。

平成27年3月27日

瀬戸市長 増岡錦也

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下  
線で示すように変更する。

変更後	変更前
(委員) 第8条 委員は、次の者をもって、これに充て る。 (1) 関係市町教育委員会の <u>教育長</u> (2) 関係市町教育委員会が <u>協議により定めた関 係市町教育委員会の委員の1人</u> 2 <省略>	(委員) 第8条 委員は、次の者をもって、これに充て る。 (1) 関係市町教育委員会の <u>委員長</u> (2) 関係市町教育委員会の <u>教育長</u> 2 <省略>

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運  
営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）によ  
る改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律  
第162号）第16条第1項の教育長）としての任期が満了する日（当  
該満了する日前に教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日）まで  
のこの規約による変更前の愛日地方教育事務協議会規約第8条第1項の  
規定は、なお従前の例による。